

### 三好 和彦 議員

(議案質疑)

- 1 シティプロモーション推進事業について
- 2 ローカルベンチャー誘致・育成事業について (一般質問)
- 1 外国人住民を対象とした取組について

### 地域住民との関係は？

#### ローカルベンチャー

#### 誘致・育成事業

### 問

地域資源の活用や地域課題の解決へ向けたプロジェクトに取り組み起業家(ローカルベンチャー)を都市部の若者などから募集・誘致し、3年以内に起業・定住できるように支援するための予算が計上されているが、ローカルベンチャーと市内企業や地域住民との間で、どのような関係を構築していこうとしているのか。

また、平成29年度から平成33年度までの5年間で本事業に取り組みることになっているが、今後における具体的なスケジュールは、どうなっているか。

### 答

誘致した起業家が、各プロジェクトに取り組みに当たっては、主に地域住民、企業、団体などをパートナーとして協働により取り組んでいくことが重要であると考えている。そのため、これからパートナー候補とのマッチングや良好な関係構築に向けて支援していくこととしている。

平成29年度は、地域資源調査を行うとともに、市内企業などとの関係を構築しながらプロジェクト設計を進め、8月頃には中心的役割を担う起業家3名の募集に係る説明会を東京・大阪などで開催し、平成30年2月から選考した起業家による活動が開始される予定である。

平成30年度には、選考した起業家がローカルベンチャー育成に係る拠点施設の開設を進めると同時に、各プロジェクトに取り組み10名の起業家を4月頃に募集し、9月頃から随時活動を開始する計画としている。

### 西条 貞民

### クラブ

### 行元 博 議員

(一般質問)

- 1 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会の開催について
- 2 汚水の処理について
- 3 防犯対策について

### 確認方法は？

#### 地下水利用者世帯の

#### 下水道使用人数

### 問

下水道使用料の計算方法は、水道水使用世帯と地下水使用世帯によって違いがあり、使用人数で計算されている地下水使用世帯においては、住民票上の人数と実際に使用している人数が異なるなど、自己申告による人数変更の方法に問題があるように思うが、使用者自身による届け出の必要性についてどのような方法で周知を行っているのか。

また、住民異動担当課と情

報交換するなど、市役所内で統一した手法により確認することはできないのか。

### 答

下水道使用料は、使用水量に応じて算定する従量制により決定しており、水道水の場合は、上水道の使用水量を基準とし、地下水の場合は、使用者から届け出のあった人数を基に使用水量を認定している。ただし、処理区によって1人当たりの使用水量の基準が異なっており、西条処理区の認定水量は、3人目までが1人につき1か月10立方メートル、4人目からは1人につき7立方メートルとなっており、東予・丹原処理区では、3人目までが1人につき1か月8立方メートル、4人目からは1人につき4立方メートルとなっている。

地下水利用者世帯の下水道使用人数を変更する際のチェック方法について、本庁では、市民生活課で住民票の異動手続きを行った後、下水道業務課の窓口案内し、変更の手続きを行っており、毎月、住民票の異動データを作成し、届け出漏れがないかなどをチ

ェックしている。しかし、総合支所では、下水道担当課と住民異動担当課との連携がじゅうぶんにとれていなかったこともあり、地下水利用者世帯の異動について、正確に把握できていない状況であった。

地下水利用者世帯については、届け出人数に応じて使用料を決定しているため、今後は、届け出の必要性をじゅうぶん周知するとともに、使用人数確認の文書を送付するなど、正確な使用人数の把握に努める予定である。また、総合支所の下水道担当課においても、住民異動担当課とじゅうぶんに連携をとりながら、本庁と同様のチェックを行い、差異が生じないよう取り組んでいきたい。



下水道業務課(本庁)での手続きの様子